



令和 3 年 10 月 13 日

総合政策局 公共事業企画調整課

**「排出ガス対策型建設機械指定制度」における不正表記について**

国土交通省では、建設現場の作業環境の改善、機械施工が大気環境に与える負荷の低減を目的として、第3次排出ガス対策型建設機械の型式指定等を行い、当該建設機械等の普及促進に努めています。今回、指定されていない1型式が指定型式として販売されていることが判明しましたので周知いたします。

本制度は、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成18年3月17日付国土交通省告示第348号）及び「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付国土交通省大臣官房技術審議官通達）に基づき、平成18年から実施しているものです。

この度、関東鉄工株式会社において販売されている1型式が、指定されていないにも関わらず指定された型式として販売していたことが判明したため周知します。なお、販売メーカーから排出ガス対策型建設機械と誤認されない様にラベルの処置を実施するとともに、ユーザーへ周知するとの報告があったため、その対応を確認いたします。また、直轄工事に対して当該型式の使用について確認するとともに、地方自治体等へも周知してまいります。

**【対象型式】**

機種	型式	販売者
タイヤローラ	KT30S	関東鉄工株式会社

排出ガス対策型建設機械指定制度の概要は、国土交通省のホームページへ掲載しています。

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei\\_constplan\\_tk\\_000006.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000006.html)

**（問合せ先）**

国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課 吉永、守田

TEL：03-5253-8111（内線24514、24554） 03-5253-8271（直通）

FAX：03-5253-1551